ひとり親家庭への支援

1 手当・助成

住民課
85-0715

母子家庭等の医療費助成

18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母子、および父子家庭の父子、または両親がいない児童が医療機関等の窓口で支払った保険診療の自己負担分の一部を支給する制度です。（制度の詳しい要件については、問い合わせてください。）

●**対象者**
・18歳未満の児童を扶養している母子家庭等の母とその児童
・18歳未満の児童を扶養している父子家庭の父とその児童
・父母のいない児童のうち、18歳未満の児童

●**支給金額**…医療機関に支払われた保険診療の自己負担から下記を差し引いた金額
・受給者負担金…１医療機関等について500円／1か月
・高額療養養、付加給付として支給された金額
・他制度（学校の災害共済給付金など）から支給された金額
・自費診療分

●**申請に必要なもの**…保険証、振込口座のわかるもの、所得証明（転入の方のみ）、印鑑（支給申請時のみ）

●**医療費の支払いが困難な場合**…貸付制度（住民税非課税世帯対象）がありますので相談してください。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

大町保健福祉事務所
23-6508

貸付を受けたい方は、北アルプス地域振興局大町保健福祉事務所母子・父子自立支援員へご相談ください。（個々の事情により貸付できない場合もあります。）
なお、貸付実行までには時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

資金名	貸付対象	貸付内容
母児福祉資金 父子福祉資金	・児童（20歳未満）を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父又はその児童（母子家庭の母、父子家庭の父が同時に扶養している20歳以上である子を含みます。） ・父母のない児童	内容については、ご相談ください。
寡婦福祉資金	・20歳以上の子を扶養している寡婦又はその被扶養者 ・扶養する子がない寡婦 ・配偶者のない40歳以上の女子 （婚姻をしたことのない方は含まれません。）	

児童扶養手当

子育て支援課
85-8101

児童扶養手当とは、離婚などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対して手当を支給することにより、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

●手当を受けることができる方

以下の条件にあてはまる児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、及び養育者（母又は父が監護しない場合）の方で、日本国内に住民登録をしている方

・父母が婚姻を解消した児童
・父又は母が死亡した児童
・父又は母が重度の障がい(国民年金の障害等級１級相当) にある児童
・父又は母の生死が明らかでない児童
・父又は母から引き続き１年以上遺棄されている児童
・父又は母が裁判所からＤＶ保護命令を受けた児童
・父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで生まれた児童
・父母とも不明である児童

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達した場合でも、心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満の者。

※支給には申請が必要で、この他の支給要件もあります。それらの支給要件に該当するかは、ご相談ください。

●手当額（令和５年４月現在）月額

区分	第１子	第２子	第３子以降
全部支給	444,140円	10,420円を加算	１人につき6,250円ずつ加算
一部支給	44,130円～10,410円	10,410円～5,210円を加算	１人につき 6,240円～3,130円ずつ加算

●申請に必要な書類

・戸籍謄本、住民票(個人番号記載)、印鑑、その他必要書類は窓口へご確認ください。

ＪＲ通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当または生活保護を受けている世帯の方には、ＪＲの通勤定期乗車券について特別割引（3割引）があります。なお、通学には適用されません。

●手続き

子育て支援課窓口であらかじめ特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書の交付を受け、定期券購入の際ＪＲ窓口へ提出してください。

2 養子縁組と里親制度

子育て支援課
85-8101

松本児童相談所
0263-91-3370

２つの制度について

　養子縁組とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものための制度です。
　養子縁組制度には、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」があります。「特別養子縁組」は、実の親（生みの親）との法的な親子関係が解消され、戸籍の表記は実の親子とほとんど変わりません。「普通養子縁組」は、実親との法的な親子関係は残り、戸籍上に生みの親の名前も併記され、実親と養子との間で法律上の関係が残ります。
　里親は、生みの親に代わり、一定期間子どもを育てる制度です。子どもとの間に法的な親子関係はありません。

　あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

相談

相談窓口一覧

相談事項	内容	相談時間	連絡先
白馬村子育て相談支援センター おひさま	妊娠・出産期から18歳までの切れ目ない子育て支援をおこないます。	平日 午前8時30分～ 午後5時	0261-85-8101 （直通）
子ども電話相談	学校教育に関する悩みや、子育てに関する悩みについて	平日 午前8時30分～ 午後5時	0261-72-7830 （直通）ダイヤル
心の相談会	白馬村で実施している臨床心理士による面談・電話相談。要予約	原則第4火曜日 午前10時～午後3時 ふれあいセンター2階 福祉相談室	予約・お問い合わせ 0261-85-0713 （匿名可能） 電話相談 0261-72-5000
精神保健福祉相談	大町保健福祉事務所では毎月１回精神科医による心の健康に関する個別相談を行っています。 （思春期の心の問題、統合失調症、うつ病、躁うつ病、アルコール依存症、薬物依存症、ストレス、自死遺族の相談等）	毎月１日 （原則第３水曜日） 午後２時～午後５時 （予約制）	相談は予約制です。 事前に申し込みをお願いします。 健康づくり支援課 0261-23-6529
ひきこもり相談	長野県ひきこもり支援センター専門相談員による電話・面接相談。ひきこもっているご本人、ご家族等からの相談に応じるとともに、相談内容によって、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげます。	平日 午前８時30分～ 午後５時15分 （祝日・年末年始除く）	026-277-1810
長野県小児救急電話相談	お子さんの夜間のケガや急病等の際、保護者の方々が対処に戸惑う時や、医療機関を受信すべきかどうか判断が難しい時に、応急対処の方法や受診の要否等について助言を行います。	毎日 午後７時～翌朝８時	＃8000 ダイヤル回線・IP電話の場合は、[026-235-1818] へおかけください。
産婦人科オンライン 小児科オンライン	P5、P15をご覧ください。		
妊娠子育て ホットライン信州	妊娠、出産、子育ての悩みについて助産師が応じます。	毎週(火)(木) 午前10時～午後4時 ※祝日・年末年始は除く	0263-31-0015
にんしんSOSながの	予期せぬ妊娠で悩みのある方のための相談窓口	毎日 24時間（匿名OK）	0210-68-1192
まいさぽ大町	生活や就労などでお困りの方の総合的な支援を行います	平日　午前9時30分～ 午後5時	0261-22-7083

子育て支援ショートステイ事業

子育て支援課
85-8101

病気やその他の理由によりご家庭でお子さんの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で一時的にお子さんをお預かりします。

●**対　　象**…村内に住所を有する18歳未満のお子さんの保護者が下記のいずれかに当てはまる場合。

(1)疾病にかかり、または負傷しているとき。 (2)妊娠中又は出産後間がないとき。
(3)同居の親族を看護しているとき。　(4)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき。
(5)冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事へ参加するとき。
(6)育児疲れ、慢性疾患時の看護疲れ、養育不安の状態であるとき。

●**実施施設**…松本児童園、松本赤十字乳児園

●**利用期間**…7日間を限度とする。

●**利 用 料**…所得とお子さんの年齢に応じた設定となりますので、問い合わせてください。